

高松高裁總第751号

令和3年11月25日

山 中 理 司 様

高松高等裁判所長官 秋 吉 仁 美



司法行政文書開示通知書

令和3年11月2日付け（同月4日受付、高松高裁總第707号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成12年8月29日付け最高裁判所事務総局総務局統計課長、広報課長事務連絡（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1561

平成12年8月29日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局統計課長 河原亮橋

最高裁判所事務総局広報課長 山崎敏充

事務連絡

事件に関する統計数値を裁判所外の利用者に対し提供する際の一般的基準については、平成9年10月28日付けの書簡によって処理していただいているところでですが、この度、本日付けの総務局長、広報課長連名の書簡のとおり改めました。その趣旨とするところは下記のとおりです。

記

1 書簡の改正について

近時、社会の司法に対する関心の高まりとこれに伴う各種統計数値の外部提供が一段と増加しているという現状を踏まえると、今後は、各庁が主体となって、統計数値を的確に把握して、迅速に外部提供することが必要不可欠であり、事前に最高裁判所に求意見等することなく外部提供できるよう、従前の取扱いを大幅に改めた。

2 司法統計年報に掲載された数値の取扱いについて

司法統計年報に掲載された数値は、最高裁判所の審査を終え確定したものであるから、正数として提供して差し支えない。

3 S S D B S を利用して抽出した統計数値の取扱いについて

S S D B S を利用して抽出した統計数値は、S S D B S ヘルプ機能の最新情報



に特段の注釈のない限り、最高裁判所の審査を終え確定したものであるから、正数として提供して差し支えない。

ただし、SSDBSヘルプ機能の最新情報に概数と注釈された数値については、
いまだ審査中であり確定していないものであるから、概数として提供する。

4 上の2、3に該当しない自序統計等による数値の取扱いについて

上の2、3に該当しない自序統計等による数値は、最高裁判所の審査を受けないものであるから、正数として提供することはできないが、概数として提供して差し支えない。

5 外部提供の際の一般的留意事項

上のいずれの場合であっても、従前の取扱いのとおり、最高裁判所事務総局が承知しておく必要があると判断される場合には、最高裁判所事務総局に速やかに報告する。また、外部提供の際に、具体的な疑義が生じた場合には、もとより、最高裁判所事務総局に求意見することは差し支えない。

